

大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者評価委員会による モニタリング実施とその結果の活用について

1. 目的

指定管理者及び施設所管課である子ども家庭局子育て支援課（以下、「子育て支援課」という。）が行った点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する評価委員会からの指摘・提言をいただき、それをフィードバックすることでさらなる府民サービスの質の向上を図る。

2. 対象

施設名称	指定管理者	指定期間
大阪府立母子・父子福祉センター	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	R7.4.1～R12.3.31

3. 実施の流れ

- (1) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた「評価票」を作成する。
- (2) 指定管理者は、「評価票」の各評価項目について自己評価を行う。
- (3) (2)を受けて、子育て支援課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき適切に運営しているかについて評価を行い、結果を評価委員会に報告する。

※項目ごとの評価（４段階）

- S：計画を上回る優良な実施状況
 A：計画どおりの良好な実施状況
 B：計画通りではないが、ほぼ良好な実施状況
 C：改善を要する実施状況

※年度評価（４段階）

- S：（項目ごとの評価のうちSが５割以上で、B・Cがない）
 A：（項目ごとの評価のうちBが２割未満で、Cがない）
 B：（S・A・C以外）
 C：（項目ごとの評価のうちCが２割以上。又は、Cが２割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）

- (4) (3)の報告を受けて、指定管理者評価委員会は、子育て支援課に対して指摘・提言を行う。
- (5) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会による指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定し、指定管理者が作成する次年度以降の事業計画等に反映させる。
- (6) 評価票及び対応方針を、ホームページで公表する。

4. スケジュール（案）

時期	評価委員会	子育て支援課	指定管理者
6 月	6 月 24 日(水) 第 1 回評価委員会開催 【評価項目・評価基準 の確定】	【評価票の作成】 指定管理者に評価票 の説明	
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			【自己評価の実施】 ・評価票の作成 参考資料集を作成
1 月		【施設所管課による評価実施】 ・指定管理者の自己評価を 踏まえ評価（必要に応じて ヒアリングを実施）	
2 月	(2 月中旬～末) 第 2 回評価委員会開催 【評価内容の点検】 ※必要に応じて、指定管 理者に対してヒアリン グを実施	【評価の報告】 指定管理者による自己評価及 び所管課による評価結果につ いて、委員に報告 (2 月末) ・委員会からの意見・提言を 踏まえた対応方針を策定 指定管理者に提示	

3 月		次年度以降の事業 計画等に反映 評価票・対応方針の公表	(3月中旬) ・対応方針を踏まえた 令和9年度事業計画 書を府に提出
-----	--	---	--